

第6章

参 考

1. 野菜振興をめぐる最近の動き

- (1) スマート農業
- (2) ブランド化
- (3) 輸出促進
- (4) 鳥獣害対策
- (5) 労働力確保
- (6) 6次産業化
- (7) 市場法改正による青果物等流通
- (8) 新型コロナウイルス感染症への対応

2. 野菜をめぐる情勢

- (1) 野菜の消費動向
- (2) 主要野菜の消費量 (①、②)
- (3) 食の外部化の進展
- (4) 国内生産の動向
- (5) 野菜の自給率
- (6) 市場流通状況 (①、②、③、④)
- (7) 野菜の需給動向
- (8) 輸入野菜の動向 (①、②)

3. 群馬県野菜の現状

- (1) 農家数の推移
- (2) 年齢別農家数の推移
- (3) 新規就農者の動向
- (4) 群馬県内の生産動向 (①、②、③、④)
- (5) 群馬県野菜指定産地一覧
- (6) 群馬県特定野菜等供給産地育成価格差補給事業対象産地一覧
- (7) 群馬県青果物生産出荷安定事業 対象産地一覧

1. 野菜振興をめぐる最近の動き

(1) スマート農業

1. 現状と課題

国では、『未来投資戦略2018』（平成30年6月）において、「農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現」を閣議決定し、「データと先端技術のフル活用による世界トップレベルの『スマート農業』の実現」を目指している。

本県においても、担い手の減少、高齢化の進行等により、労働力不足が深刻な問題となっており、産地の維持・発展を図るために、令和元年7月にスマート農業推進会議を設置し、スマート農業推進に向けた取組を一層強化した。

本県が目指すスマート農業の将来像としては「①少ない人材での経営規模の拡大を目指す。②経験年数等にかかわらず誰もが取り組みやすい農業を実現する。③単収の向上、高品質生産及び付加価値向上の実現を目指す。」（ぐんまスマート農業推進方針）を掲げ、スマート農業の推進を図っている。

本県の野菜生産におけるスマート農業機器の導入については、これまで、きゅうり、トマト、いちご等で収量向上を目的とした環境制御技術の確立と普及を図ってきたところ、大幅な収量増を実現した生産者が現れており、産地への普及拡大と更なる技術の向上が期待される。そのほか、自動灌水装置、全自動収穫機、自動出荷調製機等の先端技術の導入が進みつつある品目もある。

スマート農業機器は技術発展が著しいことから、先進地の動向や新技術の開発状況に関する積極的な情報収集を行うとともに、本県の野菜生産に適した対象機器の選定を進め、実用性や経済面での有利性を検証しながら導入を図る必要がある。

2. 推進対策

- スマート農業の先進地調査と先進技術に関する情報収集を行い、本県に適した先進技術の選定と普及を推進する。
- 試験研究、普及、生産振興が一体となり、研究や実証試験を実施し、最適な先進技術を地域の営農システムに的確に組込む。
- 各種補助事業の活用により、先進技術の導入支援を行い、産地の更なる育成・強化を図る。
- スマート農業への理解を深めるためのセミナーや学習会を開催する他、各地域のスマート農業の取組に関する情報共有を図る。
- スマート農業技術の開発・普及における産学官連携と共同研究を推進する。

(2) ブランド化

1. 現状と課題

県産農畜産物の様々な魅力を国内外に伝え、消費者の口に運ばれることで、「食べる価値あり」「買う価値あり」と評価されることこそ、本来の意味でのブランド化と言える。消費者から「ブランド」として認識されることは、生産者に価格決定力と生産意欲を与えるだけでなく、群馬県民全体の誇りを醸成することにもつながる。

これまでの県のブランド化に向けた取組は、生産者から見た「モノ」としての良さを発信していくという意識が強かった。しかし消費者は、「健康でいたい」「幸せな時間を過ごしたい」など、味、香り、色など五感だけでなく、感性や記憶、食習慣や食文化なども重視しながら、多様な視点で農畜産物を選んでいる。

農畜産物は消費者にとっては「食」である。農畜産物の機能性などの分析により、科学的根拠に基づいて「食」としての価値を見出し、農畜産物の「モノ」としての価値を、食べるという「コト」としての価値に結び付けていく取組が求められている。

2. 推進対策

- モノ視点からコト視点へのブランド化
- 農畜産物の機能性等の分析と、科学的根拠に基づく各種PR
- 生産者が消費者に食としての価値を直接訴えるPR販売の実施
- 料理教室、量販店での試食提供など、食としての価値を認識させる機会の創出

3. 取組紹介

- 生産者・農業団体、卸売事業者等との連携による都内販売店でのPRの実施

生産者や農業団体との連携により、ブランド潜在力のある品目を掘り起こし、卸売事業者の協力を得て都内販売店でPRを実施する。

売場での試食販売などにより品目の魅力を消費者へ直接的に伝え、生産者が消費者、卸売事業者と意見交換をすることで、ブランドとして認知されるために必要な価値を探り関係者で共有しようとするもの。

バイヤー、卸売事業者、消費者等の意見を集約し品目のさらなる魅力向上に活かしていく。



- 料理教室を活用した県産農畜産物の食としての魅力発信

民間の料理教室と連携し、その時期に旬を迎える農畜産物を素材として活用してもらうことで、消費者にその魅力を直接訴える取組。

会場では、生産者等から品目や栽培法や栄養性・機能性について話をする機会を設ける。

また、今後は試験研究機関等で県産農畜産物の機能性等の分析を行い、その成果についても消費者に伝える。消費者が「農」への理解を深めるだけでなく、「食」としての魅力を実感する機会として実施していく。



(3) 輸出促進

1. 現状と課題

県産野菜の輸出については、東南アジアを中心にバイヤー招へい商談会や現地PR販売等を継続的に実施した結果、多くの品目が通常取扱品として定着し、輸出額も年々増加している。一方、海外からの需要はあるものの、輸出に取り組む生産者、生産量が十分でない現状にある。

今後は、海外の実需者が求める品目・品質に応じた生産を推進するとともに、生産者団体等と連携し、輸出に取り組む生産者の掘り起こしを図るなど、輸出促進対策を強化する必要がある。また、輸出先国・地域を拡大するなど、新たな販路開拓も積極的に進めていく。

なお、現在も多くの国・地域で放射性物質に係る輸入規制がとられ、輸出拡大の障壁となっていることから、この撤廃を国等を通じて各国に働きかけていく。

2. 推進対策

- 各輸出先国毎のマーケットの状況把握による「売れる品目」の生産振興と輸出先国の拡大
- 輸出に取り組む生産者及び品目の拡大
- 海外販売品目の定着化と販売促進
- バイヤー等海外流通事業者との関係強化
- グローバルギャップ（GLOBAL G.A.P）等の国際認証規格の取得推進
- 植物検疫条件等に対応した生産・輸出体制の整備

3. 取組紹介

- 東南アジアにおけるPR販売の実施

県（群馬県農畜産物等輸出推進機構）では、平成26年度から東南アジアにおいて現地販売促進活動（PR販売等）を実施してきた。実施にあたっては、生産者や生産者団体等の関係者が現地に赴き、直接実需者・消費者の声を聞くことで、輸出に対する機運の醸成、販売戦略の検討・構築を図ってきた。

また、平成30年度からは輸出先国の輸入業者、販売業者等を県内に招き、産地案内等を行う「バイヤー招へい商談会」も開催し、県産農産物の紹介や海外ニーズの把握、輸出規格の策定等を行った。

こうした取り組みにより、平成30年度までにシンガポール及びマレーシアにおいて10品目が通常取扱品目として定着し、継続的に販売されている。今後も輸出品目及び国・地域の拡大を目指し、取り組んでいく。



(4) 鳥獣害対策

1. 現状と課題

平成30年度の野生鳥獣による農作物被害は、県内33市町村から報告があり、被害額は約2億8千5百万円で、前年比92%と減少している。このうち、獣類による被害金額は約2億6千1百万円（前年比93%）、鳥類による被害金額は約2千4百万円（前年比84%）となっている。

被害金額を鳥獣種別にみると、カモシカ27%、イノシシ24%、シカ24%となっている。作物別では、キャベツ、ハクサイ、未成熟トウモロコシなど野菜の被害が全体の約67%となっており、カモシカ、イノシシ、シカによる被害においても、被害金額では野菜が最も多くなっている。

県北部の主要作物であるキャベツについては、カモシカ、シカ、イノシシによる被害は依然として高水準ではあるが、侵入防止柵の設置等による被害対策が進んだ結果、カモシカ、イノシシによる被害金額は減少傾向にある。しかし、シカによる被害は増加傾向にあり、今後はシカの対策が重要な課題と考えられる。

2. 推進対策

- 市町村、被害地域、関係機関と連携・協力しながら、野生鳥獣を「捕る」、野生鳥獣から「守る」、野生鳥獣を「知る」対策を総合的に進める。
- 国交付金、県単補助事業を活用した侵入防止柵の設置、緩衝帯の整備、捕獲のための機材購入、個体群管理等、市町村の被害防止計画に基づく地域の主体的な取組を支援する。
- 鳥獣害対策は、地域ぐるみでの対策が大切であるため、地域における合意形成を図りつつ、地域ぐるみの被害対策の体制づくりを継続して支援する。

2. 推進対策

- 長野原町アテロ地区における「鳥獣害に強い集落づくり支援事業」の取り組み
アテロ地区はハクサイ等の葉物野菜の生産が盛んであるが、周囲を森林に囲まれた

立地から、獣類による食害被害が多かった。当初はイノシシやクマによる被害が多く、電気柵で対策をしていたが、年々シカの出没が増え、電気柵を飛び越えてほ場に侵入し食害するなどの被害が増加してきた。そこで、平成27～29年度に国交付金事業を活用して、農地を大きく囲う恒久柵を設置した。それにあわせて「鳥獣害に強い集落づくり支援事業」に取り組み、鳥獣害対策の知識習得や柵の共同管理体制構築及び柵の効果確認を行った。その結果、大型獣類による被害は大きく減るとともに、地域リーダーの育成や多面的機能支払い交付金の活用に結びつけることができ、継続的な共同活動を定着させることができた。



共同の柵設置作業風景

(5) 労働力確保

1. 現状と課題

産業界では、少子高齢化や景気回復等により全国的に労働力不足となっており、有効求人倍率は毎年増加している。農業分野でも労働力不足は深刻な課題であり、他産業との人材獲得競争が激しさを増している。群馬県農業における有効求人倍率は特に高く、2016年度の全国職業計が1.25倍であるところ、群馬県農業は1.92倍となっている。近年は、大規模化や法人化する農業経営体が増加し、雇用労働力の需要もますます増している状況である。

農業においては、農繁期・農閑期があるため、労働者に安定的・均一的な業務を提供しづらいなどの特殊性があり、労働力の確保が難しい側面がある。従来からの、農繁期に近隣住民や親戚等に農作業を依頼する短期雇用などは、高齢化や人手不足から徐々に減ってきており、年間雇用が増加してきているものの、労働力確保が喫緊の課題となっている。

そのような中、県等では就農に向けた普及啓発活動、就農相談窓口での相談及び技術習得の支援等により、就農者及び雇用就農者を育成しており、雇用就農者は増加傾向にある。

また、大規模野菜産地を中心に外国人技能実習生が増加の一途を辿り、産地の維持・発展に向けた大きな力となっている。なお、平成31年4月1日施行の改正出入国管理法では、人材確保が困難な農業を含めた14分野に限り、一定の専門性・技能を有した人材を受け入れる特定技能1・2号の資格が創設された。これにより、今後の労働市場の大きな変化が予想されている。

さらに、障害者施設等に農作業の一部を担ってもらう「農福連携」の動きも出てきており、農繁期の労働力不足解消の一助となりつつある。県では、農福連携の理解促進に向けた普及啓発活動等や特別支援学校生の雇用就農等に向けた現場実習事業等を行い、農福連携を推進している。

2. 推進対策

- 県内14カ所に設置した就農相談窓口の相談支援体制を充実させる。
- 就農相談会や高校生のための農林業チャレンジセミナーを開催し、農業への理解を深めるための普及啓発を行う。
- 雇用確保に向けた研修会や相談会の実施による支援。
- 外国人材の活用に向けた制度周知のための研修会等を開催する。
- 農福連携に関する理解醸成のための研修会開催や、取組事例の拡大促進。

(6) 6次産業化

1. 現状と課題

群馬県では、恵まれた自然条件のもと、年間を通じて多彩な野菜が生産されており、都内を中心に出荷されている。

さらなる生産者の所得向上のためには、生産だけでなく加工（2次産業）や流通・販売（3次産業）に事業を広げたり、2次・3次事業者と連携して事業に取り組むなど、6次産業化を推進することが重要となっている。

2. 推進対策

- 本県農畜産物の特性や地域の実情を踏まえた新商品・新メニューの開発、販売促進に向けた取組を支援する。
- 6次産業化に必要な情報（支援措置、先進事例等）を発信する。
- 専門家の派遣や研修会の開催を通じて、6次産業化に必要な知識の習得、加工技術向上、経営改善に向けた取組を支援する。

3. 取組紹介

- 群馬県6次産業化サポートセンターの設置
 - ①商品開発力や販売力の強化、②加工や流通、販売業者とのネットワークづくり、③資金や人材の確保など、生産者が6次産業化に取り組むうえで直面する様々な課題の解決に向け、専門家による個別相談等の支援を行う「群馬県6次産業化サポートセンター」を設置している。

(7) 卸売市場法改正による青果物等流通

1. 現状と課題

卸売市場は、食品等の流通の核として、県民へ安定的に青果物等の生鮮食料品を供給する役割を果たしてきた。

一方、近年、単身世帯数の増加や女性有業率の上昇等に伴い、外食や加工食品の消費割合が増加しているほか、産地から青果物を直接購入する量販店や消費者も増えている。

このため、卸売市場を通さない食品流通が増加しており、県内の卸売市場における青果物の取扱金額は、平成5年をピークに減少傾向にあり、平成29年にはピーク時と比較して半減（48.1%）している状況にある。

こうした中、平成30年6月に卸売市場法が改正され、令和2年6月から施行されることとなった。

今後、各卸売市場は、改正卸売市場法に基づき、多様化する生鮮食料品に対する消費者ニーズに的確に対応するために、卸売業者、仲卸業者等と連携して創意工夫を活かした新たな取り組みを展開することが求められている。

2. 法改正による影響

- 法改正前の卸売市場では、生産者から消費者までの生鮮食料品の流通ルートの中で、卸売業者＝集荷、仲卸業者＝分配、実需者（小売店等）＝販売という役割分担が明確であった。
- 今回の法改正により、こうした役割分担にとらわれることなく、各卸売市場が地域の実態に応じて柔軟に取引ができるよう、中央卸売市場における様々な取引規制（※）が緩和されることとなった。

※ 新法における中央卸売市場の取引規制解除の例

- ・ 第三者販売の解禁（卸売業者による販売先を市場外の業者にも拡大）
- ・ 商物一致の原則の廃止（卸売業者が販売する物品を市場外の物品にも拡大）
- ・ 直荷引きの解禁（仲卸業者による買受先を市場外の生産者・業者にも拡大）など

※ 今回の法改正で解除される取引規制は、中央市場についての規制であり、県内の地方卸売市場については、従前から卸売市場法では規制されていない内容である。ただし、県内の地方卸売市場においても、各市場の業務規程で中央卸売市場と同様の取引規制を実施している市場が多く、今回の取引規制緩和の法改正により、各市場が創意工夫を活かした独自の取り組みを行う契機となることが期待される。

(8) 新型コロナウイルス感染症への対応

1. 現状と課題

新型コロナウイルス感染症とそれに伴う経済環境の悪化により、農業分野においては深刻な需要減少や人手不足等の課題に直面している。将来にわたり県民が必要とする食料の安定供給を強靱化するために、農業の生産基盤および経営の安定を図ることが重要である。

2. 課題に対する対応策

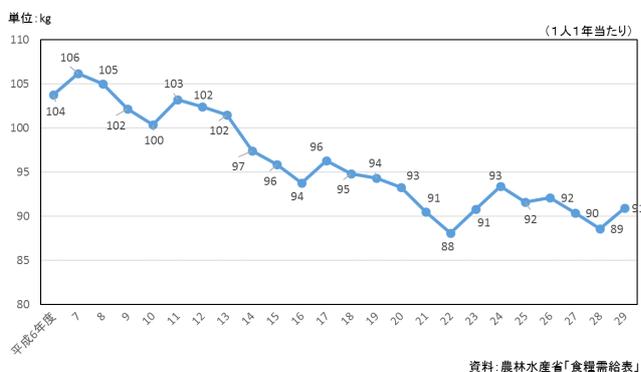
- 新たな需要の確保を目指した販売チャネルの多様化等による産地の競争力強化。
- tsulunosやデジタルサイネージ等を活用した動画配信による消費宣伝活動の実施。
- 育苗業務の効率化と優良種苗の安定生産で労働力確保を支援。
- 中食、外食、加工業者へ対して、国産原料への切り替え推進。
- 観光イチゴ園ガイドライン等を活用した、新型コロナウイルス感染症対策の実施推進。

2. 野菜をめぐる情勢

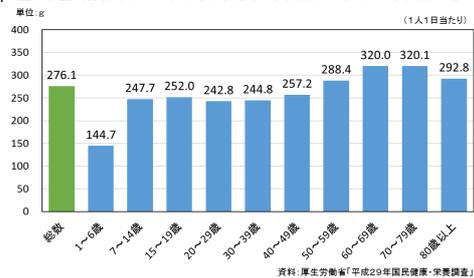
(1) 野菜の消費動向

- 野菜の消費量は減少傾向で推移しており、平成29年は1人1年当たり91kgである。
- 世代別の1日当たりの野菜摂取量は、すべての年代で摂取目標量（350g）に達していない。
- 1人1年当たりのサラダ購入金額は増加傾向で推移しており、野菜の消費量が減少する中で、野菜の利用方法が変化している。

○野菜消費量の推移



○年齢階級別の野菜摂取量 (平成29年)



○「サラダ」購入金額の推移

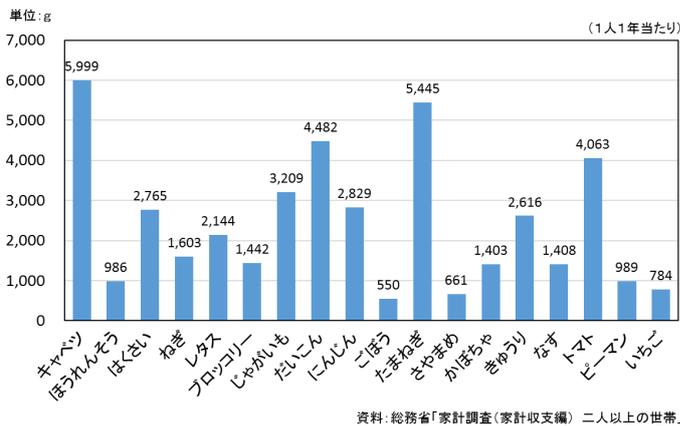


(2) 主要野菜の消費量①

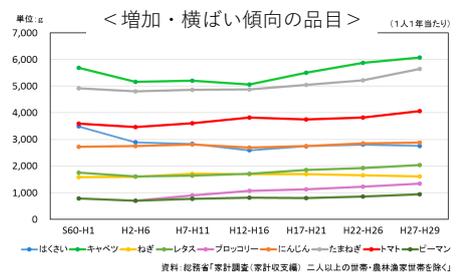
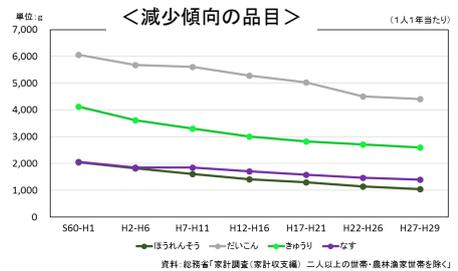
ア. 主要野菜の購入数量

- キャベツ、たまねぎ、だいこん等の重量野菜や、トマト、きゅうり等の果菜類の購入が多い。
- 野菜の品目別購入量は、だいこん、きゅうり等が減少傾向で推移する一方で、キャベツ、トマトやブロッコリー等は増加又は横ばい傾向で推移している。

○主要野菜の購入数量（平成29年）



○野菜の購入数量の推移

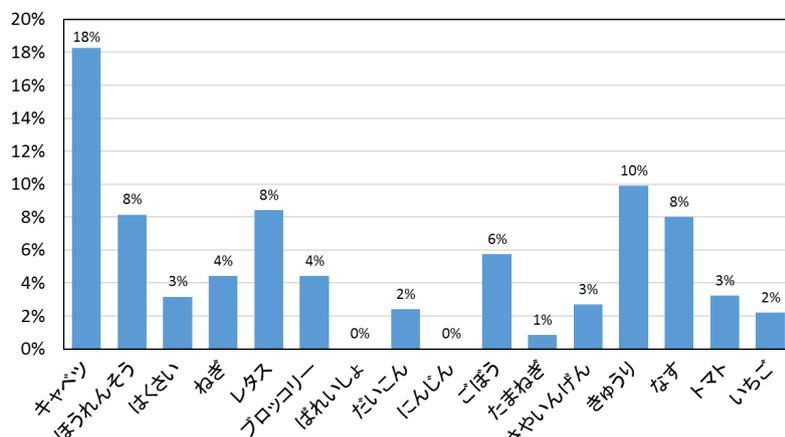


(2) 主要野菜の消費量②

イ. 主要野菜の全国生産量に対する群馬県産シェア

- 夏秋キャベツ生産量全国1位のキャベツが高い。
- 次に、きゅうり、ほうれんそう、レタス、なすが続く。
- 主要野菜の購入数量で上位に入るたまねぎ（都道府県別シェア：北海道65%）、ばれいしょ（北海道79%）、にんじん（北海道32%・千葉17%）等は、産地が固定されており、群馬県のシェアは低い。

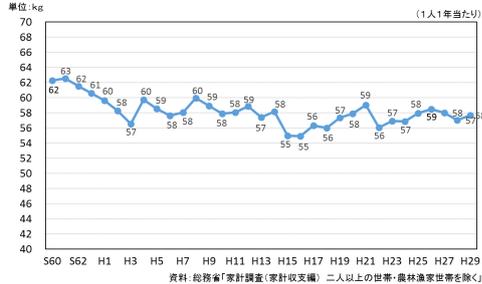
○主要野菜の全国生産量に対する群馬県産シェア（平成29年）



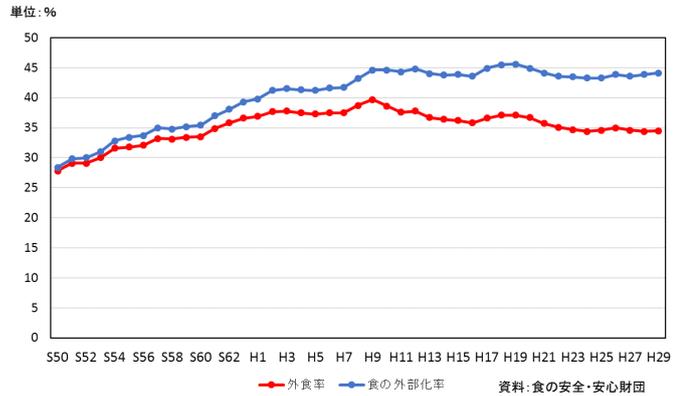
(3) 食の外部化の動向

- 家庭での生鮮野菜の購入量は横ばいである。食の外部化率も近年横ばいである。
 - 「食の志向」に関して、20代において簡便化志向の低下、手作り志向の減少が見られる。
- ※食の外部化率：家計の食料・飲料支出額に占める「広義の外食市場」への支出額の割合

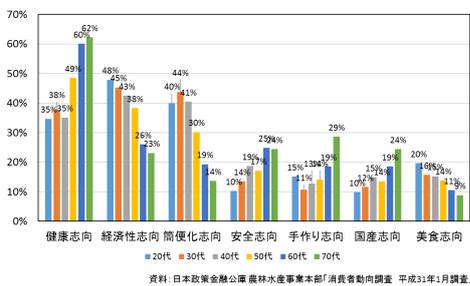
○生鮮野菜の購入量の推移



○外食率・食の外部化率の推移



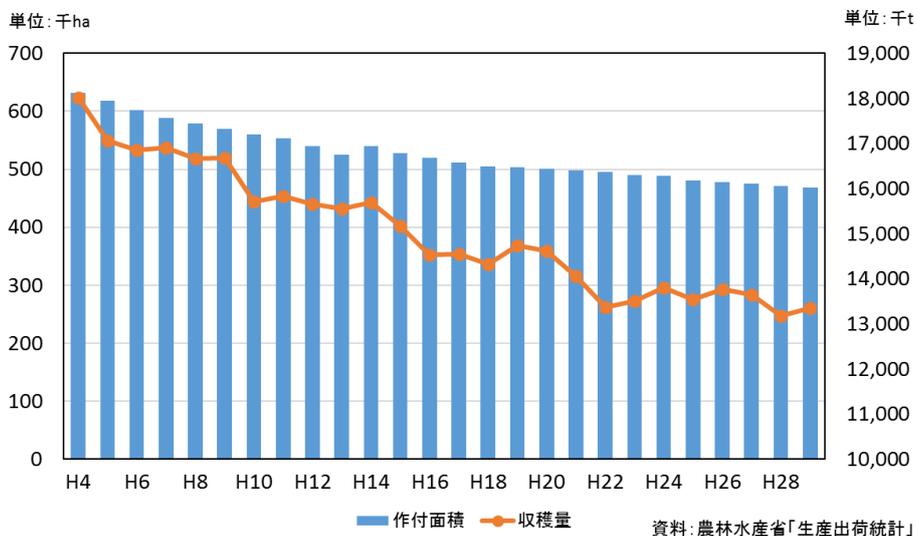
○年代別の「食の志向」



(4) 国内の生産動向

- 生産者の減少や高齢化等により、主要野菜の作付面積、収穫量が減少傾向にある。
- 平成20年から平成29年の10年間で、作付面積が6.4%、収穫量が8.7%減少している。

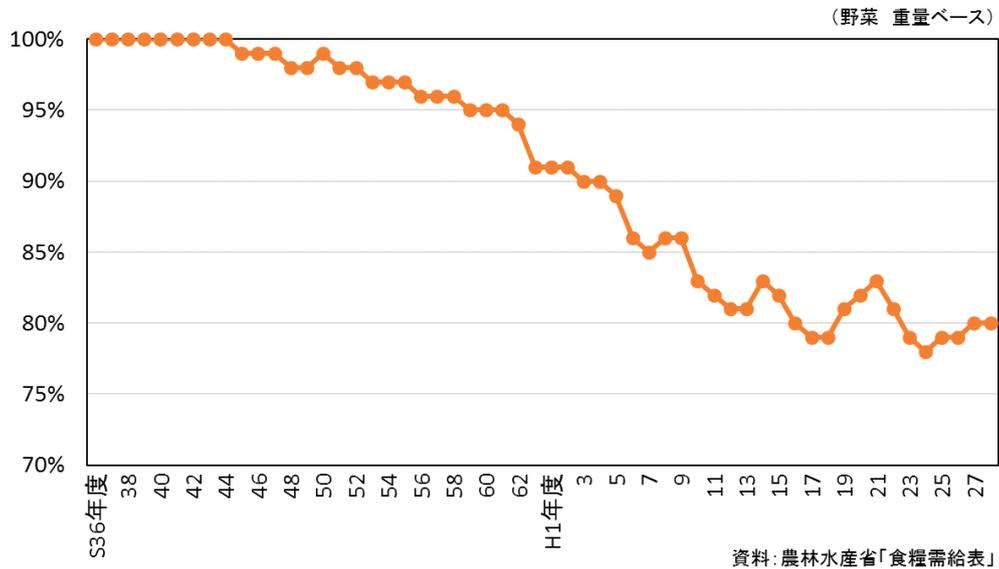
○主要野菜計（全国）の作付面積、収穫量の推移



(5) 野菜の自給率

○国内生産量の低下と輸入量の増加から、野菜の自給率は平成12年頃まで減少を続けた。その後は、80%前後で推移している。

○野菜の自給率の推移

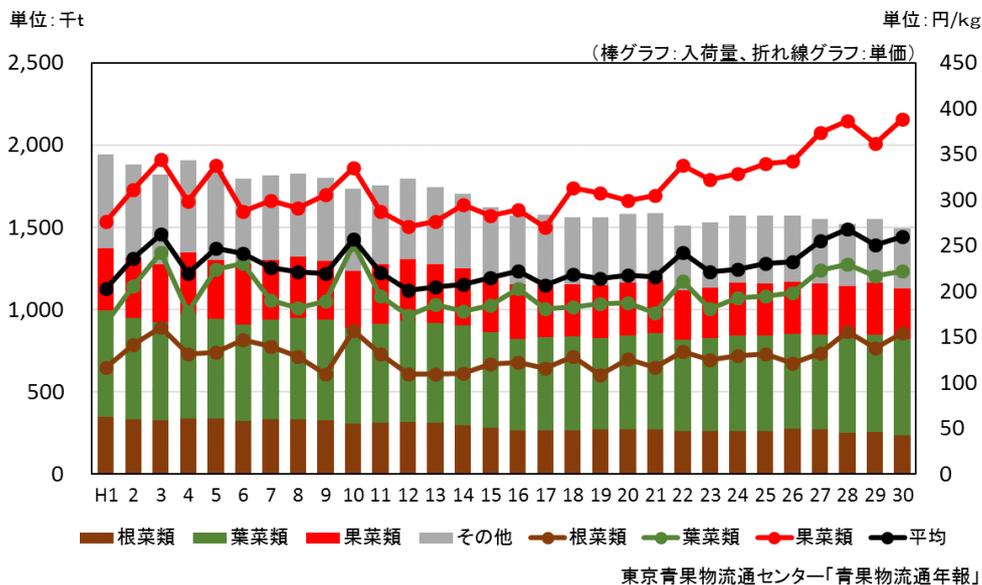


(6) 市場流通状況①

ア. 東京都中央卸売市場における入荷量及び単価の推移

○入荷量は、近年下げ止まりつつあり、単価は、平成12年以降、緩やかに上昇する傾向にある。

○東京都中央卸売市場における入荷量、単価の推移

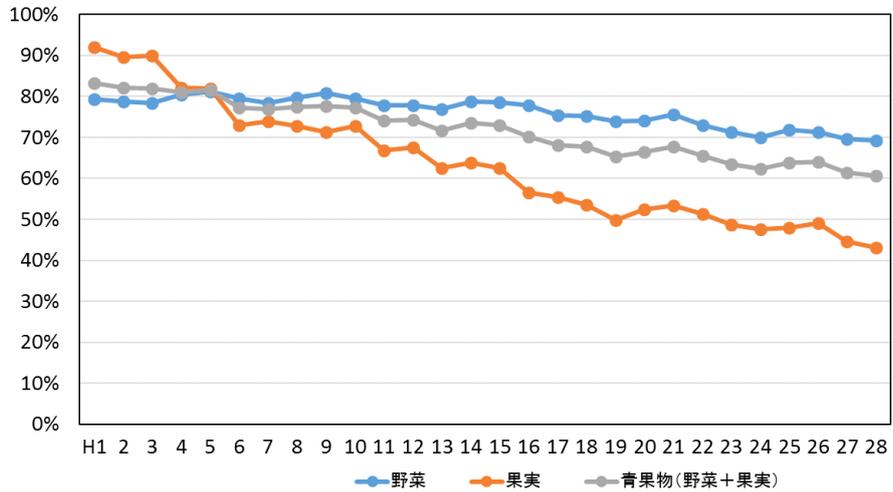


(6) 市場流通状況②

イ. 卸売市場経由率の推移

- 青果物全体で減少傾向にある。
- 野菜は、果実に比べると市場経由率が高いが、平成19年から平成28年までに、約6.2%減少している。

○卸売市場経由率の推移



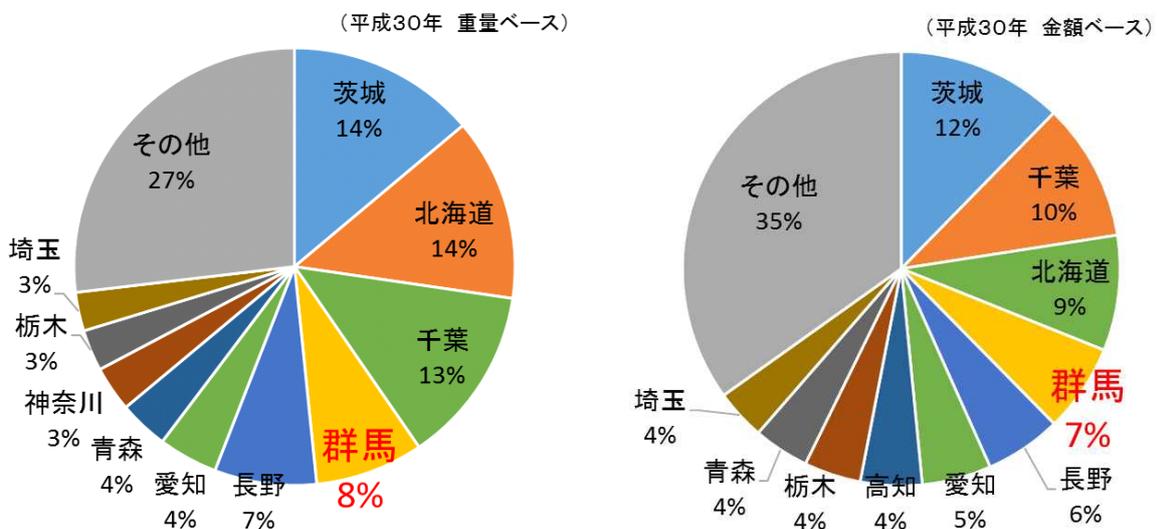
資料: 農林水産省「食糧需給表 国内消費仕向量」、「青果物卸売市場調査報告 卸売数量」により試算

(6) 市場流通状況③

ウ. 東京都中央卸売市場における野菜の都道府県別シェア

- 群馬県は、東京都中央卸売市場において数量・販売金額共に全国4位となっている。

○東京都中央卸売市場における野菜の都道府県別シェア

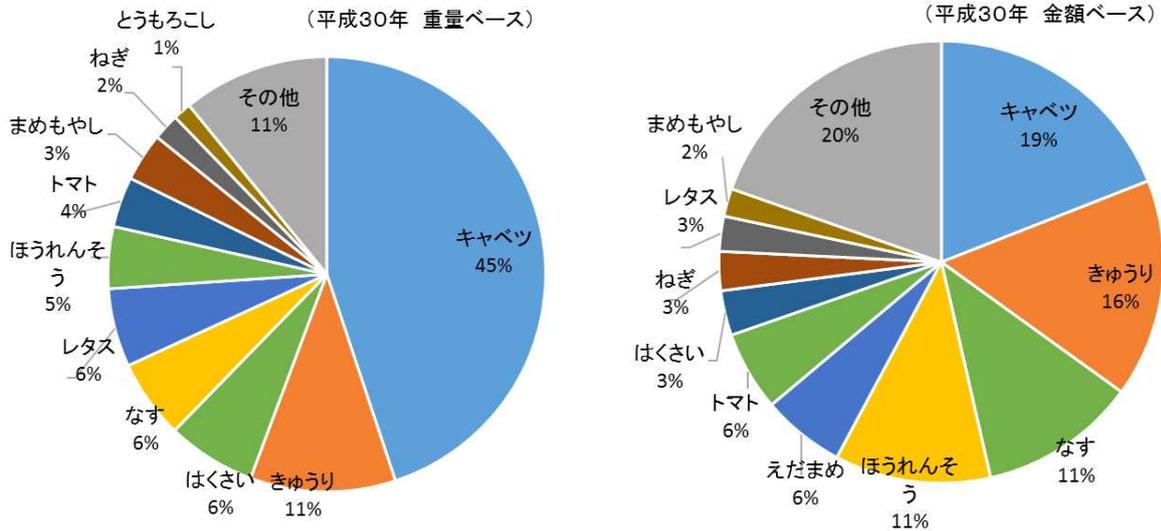


(6) 市場流通状況④

エ. 東京都中央卸売市場における群馬県産野菜の品目別割合

○数量では、キャベツ・きゅうりが大きな割合を占めている。また、販売金額では、キャベツ・きゅうりとともに、なす、ほうれんそうの占める割合が高い。

○東京都中央卸売市場における群馬県産野菜の品目別割合

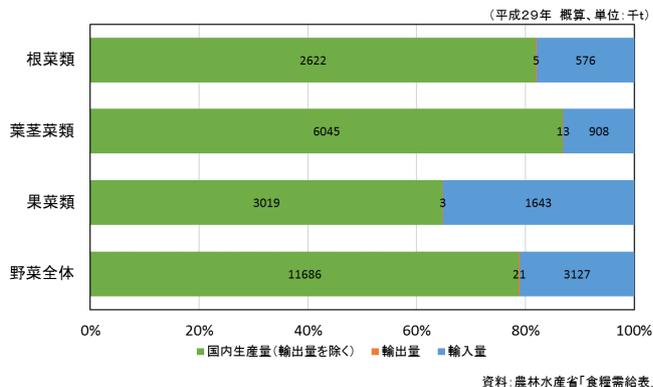


(7) 野菜の需給動向

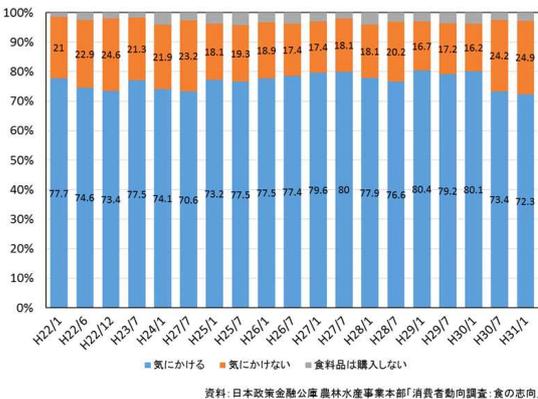
ア. 野菜の需給状況 (全体)

- 野菜全体の需給状況は、国内生産量が約8割、輸入が約2割の状況。
- 果菜類で輸入量の割合が高いのは、主にトマトの加工品（ジュース・ピューレ）による。
- 食品を購入するときに国産品かどうかを「気にかける」消費者の割合は7割以上であるが、最近の調査では、「気にかけない」消費者の割合が若干増加している。

○野菜の分類別国内生産量、輸出量、輸入量



○食品を購入するときに国産品かどうかを気にかけるか

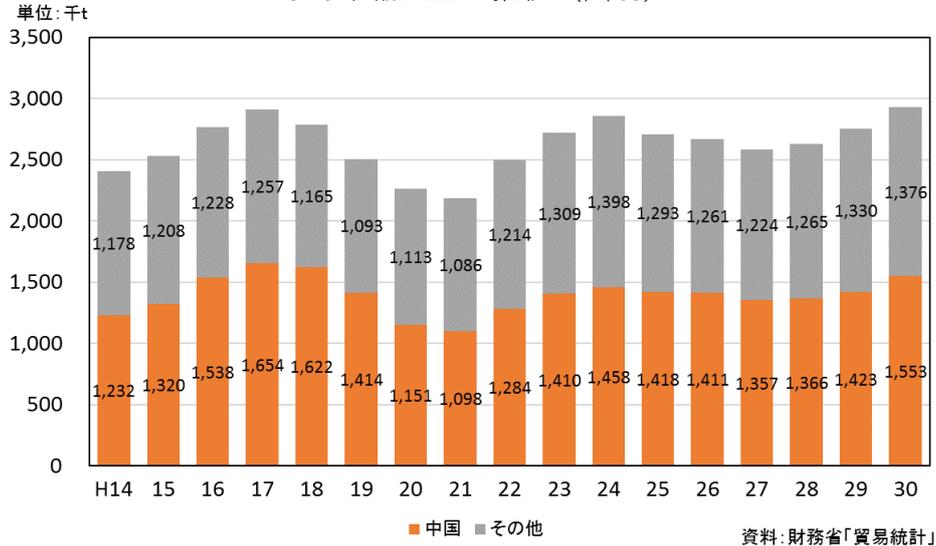


(8) 輸入野菜の動向①

ア. 野菜の輸入状況（輸入国別）

○野菜の輸入は、中国からが過半を占める。平成20年に中国産冷凍ギョーザによる健康被害事例が社会的な問題となり、輸入量が減少した。平成30年の野菜の総輸入量は293万トンとなり、調査開始以降、最も多い輸入量となった。

○野菜輸入量の推移（国別）

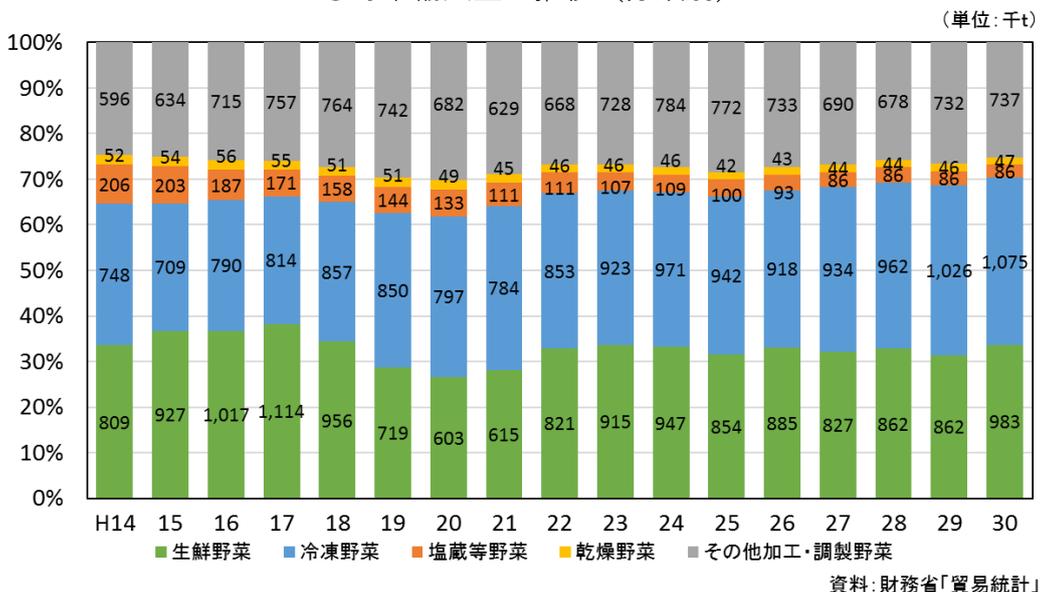


(8) 輸入野菜の動向②

イ. 野菜の輸入状況（分類別）

○野菜の用途別輸入量は冷凍野菜が多く、続いて生鮮野菜が続く。

○野菜輸入量の推移（分類別）



3. 群馬県産野菜の現状

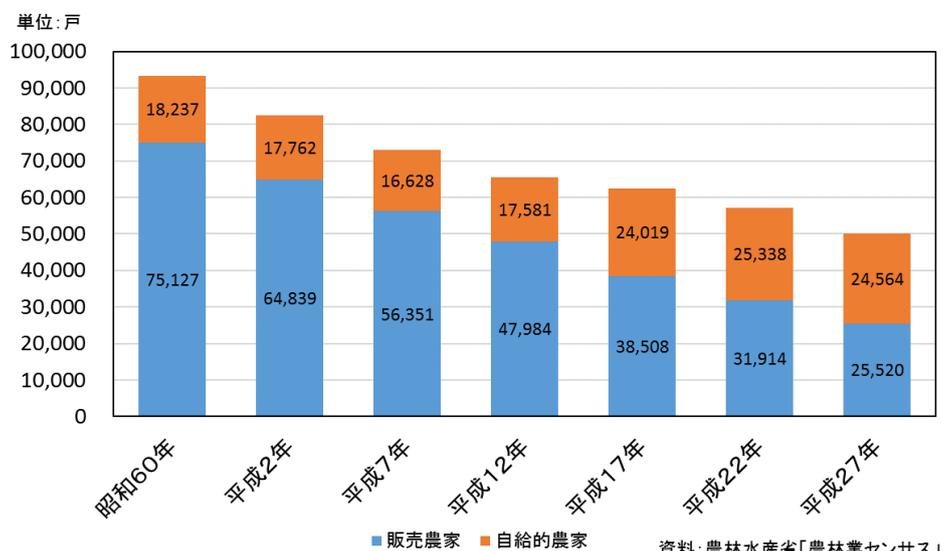
(1) 農家数の推移

群馬県の農家数（「農林業センサス」は5年毎の調査であり、次回は2020年実施）

○平成27年の総農家数は50,093戸で、5年間で12.5%減少している。

○販売農家が減少し、自給的農家は増加している。

○群馬県の農家数

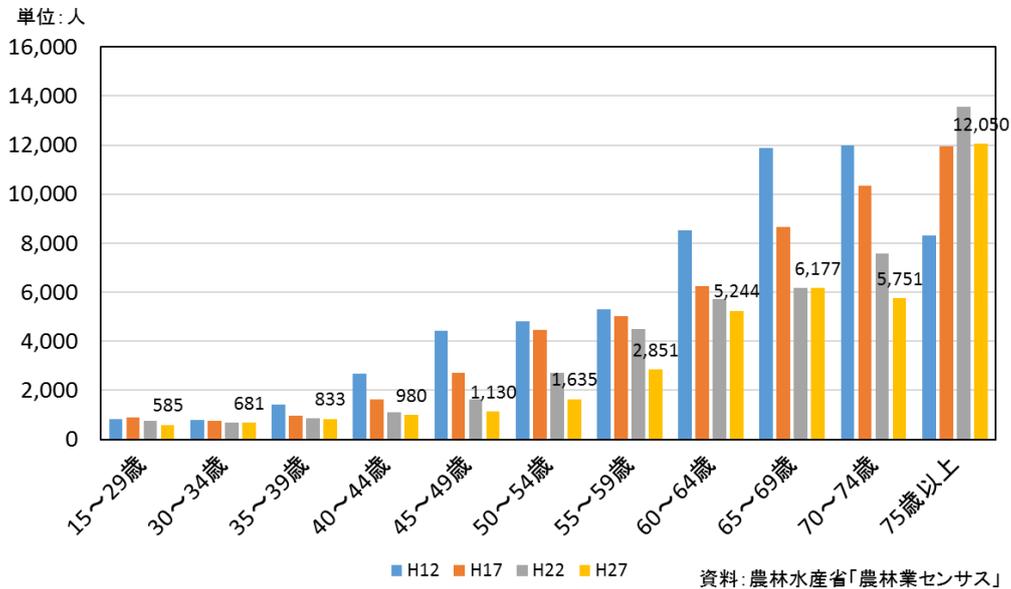


(2) 年齢別農家数の推移

基幹的農業従事者の年齢別推移（販売農家）

○農業従事者の高齢化が進み、60歳以上が7割を占める。75歳未満は年々減少傾向にある。

○年齢別基幹的農業従事者（販売農家）の推移

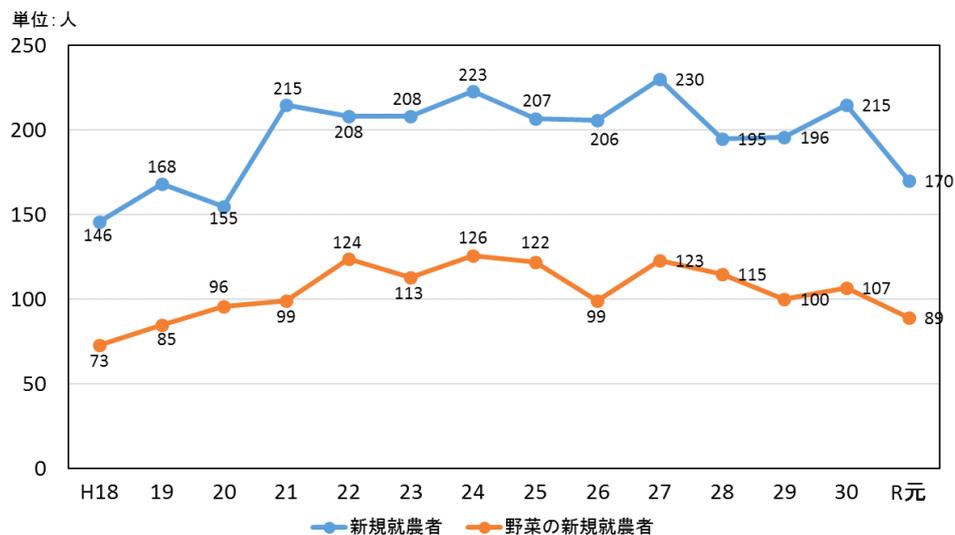


(3) 新規就農者の動向

群馬県の新規就農者数の推移

○近年、新規就農者数は増加傾向にあり、中でも野菜の割合が多い。

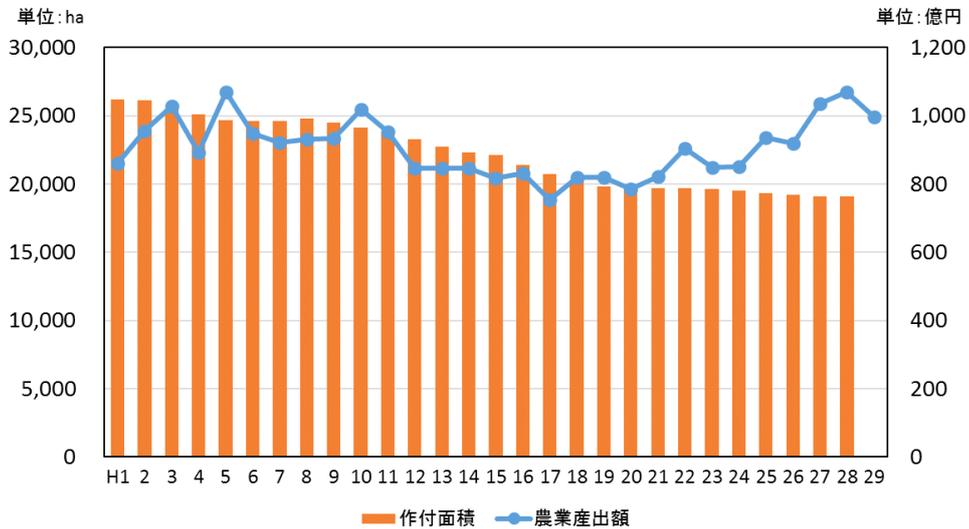
○群馬県の新規就農者数（45歳未満）の推移



(4) 群馬県内の生産動向①

- 野菜作付面積は、平成28年は19,100haとなり、微減傾向である。
- 産出額は、平成29年で997億円と10年間で約27%増加している。
- 平成29年の県農業産出額全体に占める野菜の割合は39.1%となっている。

○群馬県の野菜の作付面積と農業産出額の推移



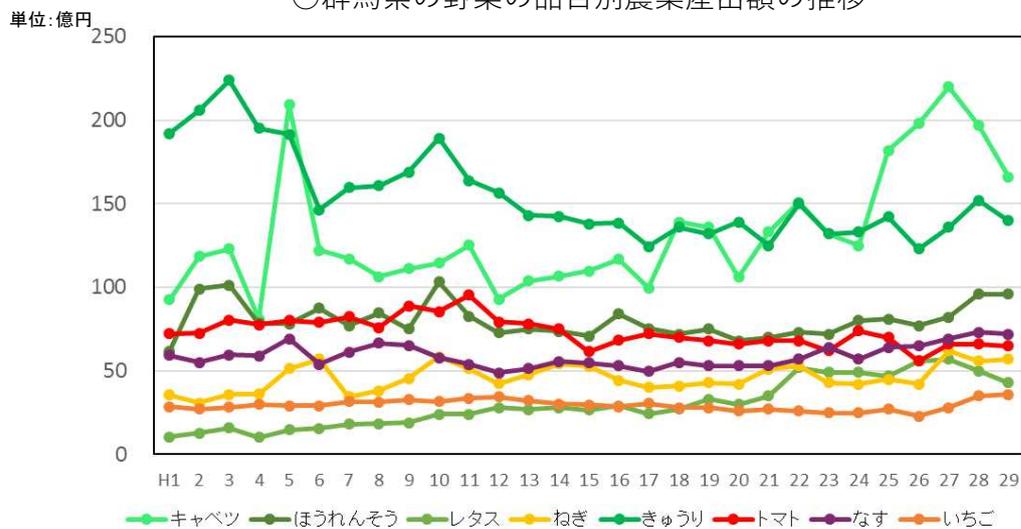
資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「生産農業所得統計」

(4) 群馬県内の生産動向②

ア. 主要野菜の産出額

- 県野菜重点8品目の産出額合計は平成29年で675億円となっており、県産野菜産出額全体の68%を占める。

○群馬県の野菜の品目別農業産出額の推移



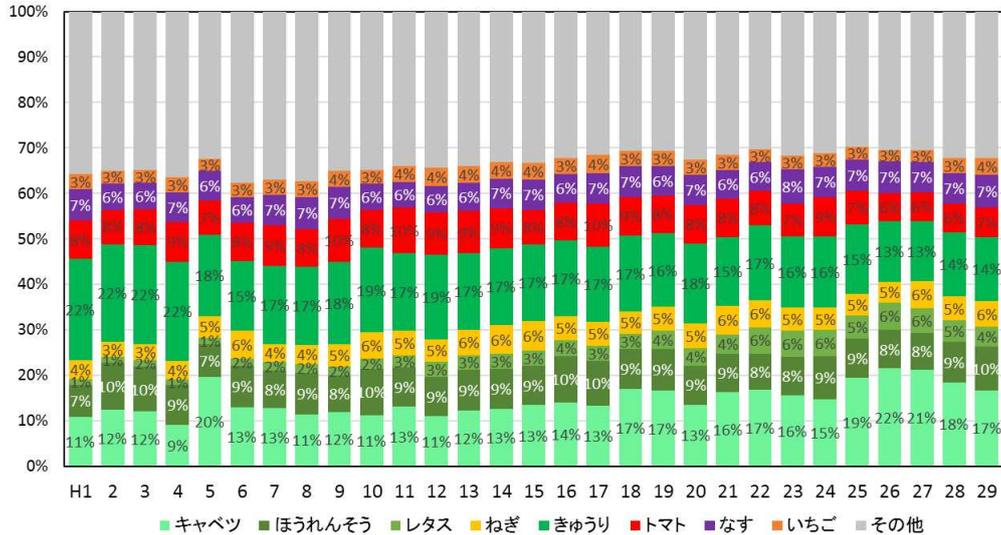
資料：農林水産省「生産農業所得統計」

(4) 群馬県内の生産動向③

イ. 主要野菜の産出額の割合（重点8品目のシェア）

○県野菜重点8品目は、平成29年で県産野菜産出額全体の68%を占め、うちキャベツ17%、きゅうり14%、ほうれんそう10%の順である。

○群馬県の主要な野菜の産出額割合の推移



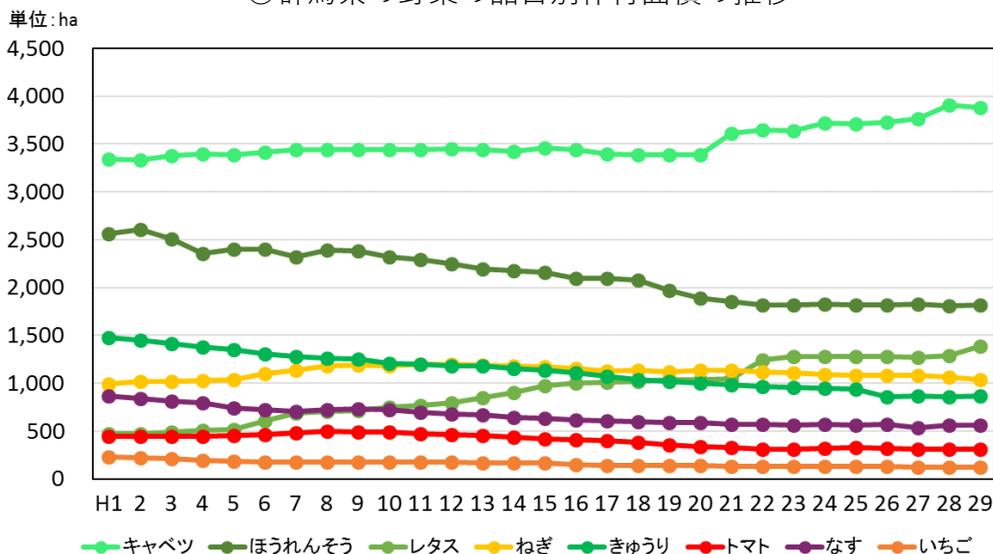
資料：農林水産省「生産農業所得統計」

(4) 群馬県内の生産動向④

ウ. 主要野菜の作付面積

○キャベツ、レタスの作付面積がやや増加傾向にある。
○その他の品目は、横ばいからやや減少の傾向にある。

○群馬県の野菜の品目別作付面積の推移



資料：農林水産省「生産出荷統計」

(5) 群馬県野菜指定産地一覧

(令和2年4月1日現在)

No	指定産地名	種別	指定年月日	指定産地の区域	関係農協
1	吾妻西部	夏秋キャベツ	S41. 8.18	中之条町のうち旧六合村の区域、長野原町、嬭恋村、草津町	あがつま
					嬭恋村
2	北軽井沢	夏はくさい	S41. 8.18	長野原町、嬭恋村	あがつま
					嬭恋村
3	太田	冬春きゅうり	S41. 8.18	太田市	新田みどり
					太田市
4	邑楽館林	冬春きゅうり	S41. 8.18	館林市、板倉町、明和町、邑楽町	邑楽館林
5	多野甘楽	冬春きゅうり	S41. 8.18	高崎市のうち旧吉井町の区域、富岡市、甘楽町	多野藤岡
					甘楽富岡
6	邑楽館林	秋冬はくさい	S41. 8.18	館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	邑楽館林
7	太田	秋冬ねぎ	S42. 6.19	太田市	新田みどり
					太田市
8	藤岡	冬春トマト	S42. 6.19	藤岡市	多野藤岡
9	邑楽館林	夏秋なす	S43.10.15	館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	邑楽館林
10	北軽井沢	夏秋レタス	S44. 8. 6	長野原町、嬭恋村	あがつま
					嬭恋村
11	佐波伊勢崎	冬春トマト	S45.10.13	伊勢崎市、玉村町	佐波伊勢崎
12	邑楽館林	夏秋きゅうり	S46. 6.30	館林市、板倉町、明和町、邑楽町	邑楽館林
13	甘楽多野	夏秋きゅうり	S46. 6.30	高崎市のうち旧吉井町の区域、富岡市、甘楽町	多野藤岡
					甘楽富岡
14	昭和	夏秋キャベツ	S49.12.19	昭和村	利根沼田
15	昭和	夏はくさい	S50.12.19	昭和村	利根沼田
16	片品	夏だいこん	S50.12.19	片品村	利根沼田
17	利根沼田	夏秋レタス	S51. 6.15	沼田市、片品村、昭和村	利根沼田
18	沼田	夏だいこん	S51. 6.15	沼田市	利根沼田
19	佐波伊勢崎	ほうれんそう	S52.12.15	伊勢崎市、玉村町	佐波伊勢崎
20	みどり桐生	冬春きゅうり	S53. 6.26	桐生市、みどり市	新田みどり
21	前橋	冬春きゅうり	S54. 7.20	前橋市	前橋市
22	前橋	ほうれんそう	S55. 2. 8	前橋市	前橋市
23	佐波伊勢崎	夏秋なす	S55. 2. 8	伊勢崎市、玉村町	佐波伊勢崎
24	高崎	冬春トマト	S55. 2. 8	高崎市のうち旧高崎市の区域に限る	高崎市
25	佐波伊勢崎	冬春きゅうり	S55. 7.15	伊勢崎市、玉村町	佐波伊勢崎
26	太田	ほうれんそう	S55. 7.15	太田市	新田みどり
					太田市
27	みどり桐生	冬春トマト	S56. 1.23	桐生市、みどり市	新田みどり

28	倉渕	ほうれんそう	S56. 7.14	高崎市のうち旧倉渕村の区域に限る	はぐくみ
29	渋川	ほうれんそう	S57. 2.13	渋川市	赤城橋
					北群渋川
30	佐波伊勢崎	秋冬はくさい	S59.12.20	伊勢崎市、玉村町	佐波伊勢崎
31	みどり桐生	夏秋きゅうり	S59.12.20	桐生市、みどり市	新田みどり
32	みどり桐生・太田	冬春なす	H 1. 8.25	桐生市、みどり市、太田市	新田みどり
					太田市
33	利根沼田	夏秋トマト	H 4. 5.29	沼田市、片品村、川場村、みなかみ町、昭和村	利根沼田
34	みどり桐生	ほうれんそう	H 4. 5.29	桐生市、みどり市	新田みどり
35	佐波伊勢崎	夏秋きゅうり	H 8. 5.30	伊勢崎市、玉村町	佐波伊勢崎
36	太田	春ねぎ	H 9. 8.25	太田市	新田みどり
					太田市
37	太田	夏秋きゅうり	H10. 5.20	太田市	新田みどり
					太田市
38	甘楽富岡	たまねぎ	H13. 5.31	富岡市、下仁田町、甘楽町	甘楽富岡
39	渋川	秋冬ねぎ	H13. 5.31	渋川市	赤城橋
					北群渋川
40	甘楽富岡	秋冬ねぎ	H14. 3.22	富岡市、下仁田町、甘楽町、南牧村	甘楽富岡
41	甘楽富岡	夏秋なす	H15. 2.14	富岡市、下仁田町、甘楽町	甘楽富岡
42	前橋	夏秋きゅうり	H27. 2.6	前橋市	前橋市
43	多野藤岡	夏秋なす	H27. 2.6	高崎市のうち旧吉井町・旧新町の区域、藤岡市	多野藤岡
44	みどり桐生	夏秋なす	H27. 2.6	桐生市、みどり市	新田みどり
45	前橋	夏秋なす	H28. 2.5	前橋市	前橋市
46	昭和	ほうれんそう	H28. 2.5	昭和村	利根沼田
47	佐波伊勢崎	冬春なす	H29. 2.3	伊勢崎市、玉村町	佐波伊勢崎
48	北軽井沢	秋冬はくさい	H29. 2.3	長野原町、嬬恋村	あがつま
					嬬恋村
49	利根沼田	春レタス	H31. 2.6	沼田市、昭和村	利根沼田

(6) 群馬県特定野菜等供給産地育成価格差補給事業対象産地一覧

(令和2年4月1日現在)

(1) 特定野菜事業

	対象産地名	対象特定野菜	選定・更新 年月日	対象産地の区域	共同出荷組織	備考
1	前橋・富士見	ブロッコリー	H18.3	前橋市	前橋市	
2	渋川	ちんげんさい	H21.3.3	渋川市、榛東村、吉岡町	北群渋川	
3	北群渋川	ブロッコリー	H23.2.17	渋川市、榛東村、吉岡町	北群渋川 赤城たちばな	
4	佐波伊勢崎	ごぼう	H17.3.31	伊勢崎市、玉村町	佐波伊勢崎	
5	佐波伊勢崎	にら	H17.3.31	伊勢崎市、玉村町	佐波伊勢崎	
6	佐波伊勢崎	しゅんぎく	H17.3.31	伊勢崎市、玉村町	佐波伊勢崎	
7	佐波伊勢崎	ブロッコリー	H22.2.26	伊勢崎市、玉村町	佐波伊勢崎	
8	佐波伊勢崎	スイートコーン	H17.3.31	伊勢崎市、玉村町	佐波伊勢崎	
9	高崎	ちんげんさい	H18.3	高崎市(旧高崎市、旧倉渕村、旧群馬町、旧箕郷町)	高崎市	
10	高崎	ブロッコリー	H23.2.17	高崎市(旧高崎市、旧倉渕村、旧群馬町、旧箕郷町)	高崎市	
11	富岡	ごぼう	H18.3.10	富岡市	甘楽富岡	
12	甘楽富岡	にら	H25.2.6	富岡市、甘楽町	甘楽富岡	
13	沼田	ふき	S59	沼田市	利根沼田	
14	片品	さやいんげん	S58	片品村	利根沼田	
15	片品	スイートコーン	S58	片品村	利根沼田	
16	みどり・桐生	スイートコーン	H18.3.10	みどり市、桐生市	にったみどり	
17	みどり・桐生	ブロッコリー	H18.3.10	みどり市、桐生市	にったみどり	
18	尾島・新田	ごぼう	H17.3.31	太田市(旧尾島町・旧新田町)	にったみどり	複合産地(やまのいも)
19	尾島・新田	やまのいも	H18.3.10	太田市(旧尾島町・旧新田町)	にったみどり	複合産地(ごぼう)
20	太田	えだまめ	H17.3.31	太田市	にったみどり	
21	太田	しゅんぎく	H17.3.31	太田市	太田市 にったみどり	
22	太田	こまつな	H26.2.27	太田市	太田市 にったみどり	

(2) 指定野菜事業

	対象産地名	対象指定野菜	指定・更新 年月日	対象産地の区域	共同出荷組織	備考
1	多野藤岡	秋冬ねぎ	H30.2.9	藤岡市、高崎市(旧吉井町)	多野藤岡	
2	安中	夏秋なす	H28.3.3	安中市	碓氷安中	
3	あがつま	夏秋トマト	H18.3.10	中之条町(旧六合村を除く)、東吾妻町、高山村、長野原町	あがつま	
4	あがつま	夏秋なす	H18.3.10	中之条町(旧六合村を除く)、東吾妻町、高山村	あがつま	
5	利根	夏はくさい	H17.3.31	沼田市(旧利根村)	利根沼田	
6	太田	夏秋なす	H17.3.31	太田市	太田市 にったみどり	